

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	栃木県・栃木市	
計画期間 実施期間	平成19年度～平成23年度 平成19年度～平成22年度	総事業費(交付金) 61,900千円(30,950千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	定住等の促進に資する目標及び事業活用活性化計画目標を設定しており、法律及び基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	栃木市都市経営計画(市総合計画)の農林業の振興における目的「農林業の魅力を高め継続的な経営を可能にする」ためには基盤整備は必要である。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	関係農業者の要望を基に事業を計画している。
事業の推進体制は確立されているか	適	柿の木地区は、事業主体である改良区の推進員と市で連携を図りながら事業の推進が図られている。 大宮北地区は、地元土地改良区を推進員とし、事業主体である市と連携を図りながら事業の推進を図っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	基盤整備を促進することにより営農条件が改善されて、農業従事者の意欲が向上して定住等が促進されるため、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	適	事業効果の早期発現のために、計画期間5年、柿の木地区は実施期間2年、大宮北地区は実施期間1年は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	適	交付率1/2、交付限度額の範囲にある。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	今回、新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	適	農林畜水産業関係補助金交付規則別記様式(別表)により、揚水機20年、コンクリート水路30年、アスファルト舗装道路10年
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		

	費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	土地改良事業の費用対効果分析指針に基づき算定している。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	柿の木地区 総費用総便益費 = 1.12 大宮北地区 総費用総便益比 = 1.03
	事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	柿の木地区は、事業内容は農業用排水路(生産基盤及び施設の整備)であり、実施要綱別表を満たし、事業主体は栃木市東部土地改良区で実施要領別表の2の要件類別7を満たしている。 大宮北地区は、事業内容は農道(生産基盤及び施設の整備)であり、実施要綱別表を満たし、事業主体は栃木市で、実施要領別表の2の要件類別8を満たしている。
	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	柿の木地区は、事業内容が基盤整備(農業用排水路)であり目的外に使用されることはない。 大宮北地区は、受益戸数は20戸におよび、個人に対する交付ではない。また、事業内容が基盤整備であり目的外に使用されることはない。
	施設等の利活用の見直し等は適正か		
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし。
	事業費積算等は適正か		
	過大な積算としていないか	適	柿の木地区は、最も有効な位置に計画して必要最小限の規模としている。 大宮北地区は、近傍類似地区(ふるさと農道宿前地区)34千円/mに対し、本地区33千円/mであり過大ではない。
	建設・整備コストの低減に努めているか	適	柿の木地区は、水路の法面は土羽としている。また、再生材(RC材)を使用しコストの低減を行う。 大宮北地区は、路盤材に再生材(RC材)を利用する計画でありコストの低減を行う。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし。
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし。
	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	適	柿の木地区は、優良農地が集積されており、基盤整備が不可欠であり、整備予定箇所は適正である。 大宮北地区は、現況道路を整備するものであるため、整備予定箇所は適正である。
	施設用地が確保されている又は確保される見直しがついているか	適	柿の木地区は、現況水路施設用地内で整備するものとする。 大宮北地区は、施設用地所有者は市である。
	事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	柿の木地区は、実施主体である栃木市東部土地改良区の平成18年度総代会において予算を含め事業計画が議決されている。 大宮北地区は、事業実施主体である栃木市において予算化されている。
	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適	柿の木地区は、実施主体の栃木市東部土地改良区の現体制(維持管理費の予算化及び管理体制)において管理する。 大宮北地区は、基盤整備後は栃木市にて適切に管理する。
	収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	収支を伴うものではない。
	他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	他の事業との合体施行はない。